

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 農業水産課

番号 19

許認可等の内容		多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定
根拠法令及び条項		農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第8条第1項
審査基準	関係条項	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第7条第5項及び第8条第4項
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>(1) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第8条第4項において準用する同法第7条第5項のうち「当該事業計画が促進計画に照らして適切なものであること」とは、事業計画に記載された事業の目標、内容、実施期間等が、促進計画において示された計画の区域、目標、多面的機能発揮促進事業に関する事項等を踏まえており、適切なものであることをいう。</p> <p>(2) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第8条第4項において準用する同法第7条第5項のうち「当該事業計画に定める事項が当該事業計画に係る多面的機能発揮促進事業を確実に実施するために適切なものであること」とは、事業計画に記載された事業の目標、内容、実施期間等が、当該事業を実施する農業者団体等にとって無理なものとなっておらず、事業を確実に実施することが可能であると認められることをいう。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成28年5月2日設定（ 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数10日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成28年5月2日設定（ 年 月 日最終変更）